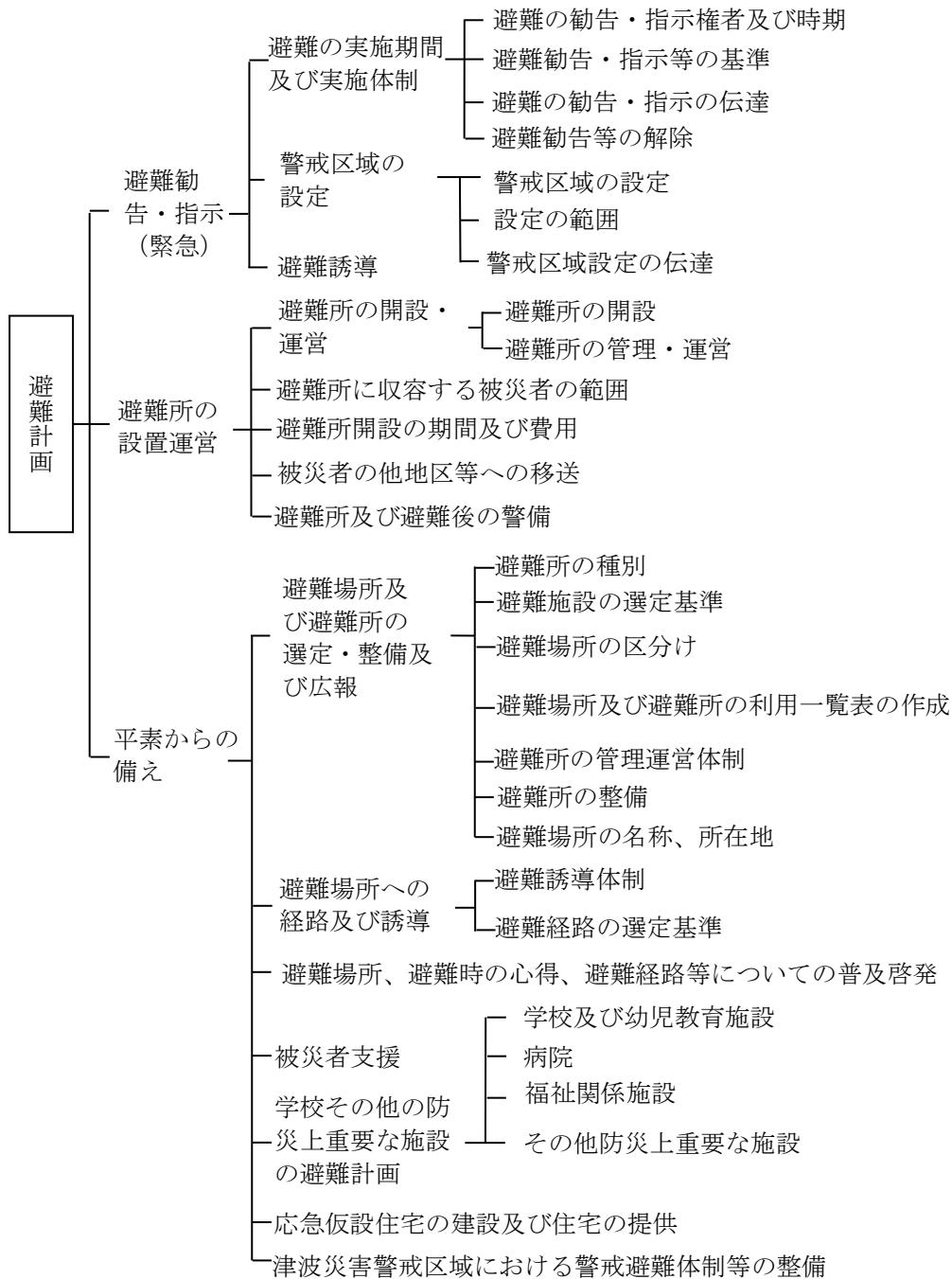


第4章 避難計画

基本的な考え方

地震発生時には、建物倒壊、延焼火災、がけ崩れ、津波等の発生による町民の避難が予想される。

災害の拡大を防止するには、的確な避難対策が必要となることから、その対策について定める。この際、津波避難に関する具体的事項については、町の「避難勧告等発令・伝達マニュアル」「津波避難計画」等に定める。



第1節 避難勧告・指示

第1項 避難の実施機関及び実施体制

1 避難の勧告指示権者及び時期

本編3編第4章第1節第1項「救助・救急の実施」を準用する。

2 避難勧告・指示（緊急）等の基準

避難勧告・指示（緊急）の基準は、あらかじめ町長が、町内の地理的・社会的条件、発生する災害の想定に基づき、避難措置関係機関（警察署等）の協力を得て、定めておく。また、これらの情報は、本部、消防警察に集中することが多いので、これらの機関と密接な連携を保つと同時に、地域住民の積極的な協力を得て収集する。

- (1) 余震、地震後の降雨等により、山崩れ、雪崩、斜面崩壊、地滑り、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断される時
- (2) 土砂災害警戒情報が発表されたとき
- (3) 建物、擁壁等の倒壊、又は余震により、人的被害が発生するおそれがあるとき
- (4) ダム等の決壊、降雨により、河川が警戒水位を突破し、洪水による人的被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 気象庁から大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表され、避難を要すると判断される時
- (6) 近海地震で、緊急に避難を必要とする時
- (7) 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (8) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険が大きいとき
- (9) 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれがあるとき
- (10) 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想される時

3 避難の勧告・指示の伝達

本編3編第5章第1節第1項「5. 避難の勧告等の伝達」を準用する。

4 避難勧告等の解除

本編3編第5章第1節第1項「6. 避難勧告等の解除」を準用する。

第2項 警戒区域の設定

本編3編第5章第1節第2項「警戒区域の設定」を準用する。

第3項 避難誘導

本編3編第5章第1節第3項「避難誘導」を準用する。

第2節 避難所の設置運営

本編3編第5章第2節「避難所の設置運営」を準用する。

第3節 平常時からの備え

前節までのことを迅速かつ円滑に進めるために、避難誘導、避難場所等についてあらかじめ計画を策定し、町民に広報しておく。

避難計画においては、要配慮者に配慮した計画となるよう努めるとともに、蜂ヶ峯公園、総合コミュニティセンター、学校等の公共的施設及び三井記念体育館等の企業施設を対象に、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設をあらかじめ指定し、避難路と併せて住民への周知徹底を図る。

津波に対する避難の細部については、町の「津波避難計画」による。

第1項 避難場所及び避難所の選定・整備及び広報

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

下記に基づく具体的事項については、町「津波避難計画」による。

1 避難場所の種別

- (1) 緊急避難場所 … 空地（例：校庭、公園・緑地等）、対象とする災害に耐え得る強度又は高層階の施設
- (2) 避難所 … 避難生活場所となる施設（例：学校、総合コミュニティセンター、集会所、体育館等）

2 避難施設の選定基準

- (1) 耐震性が確保され、安全であること
- (2) 避難施設は、対象地区住民が収容できるよう配慮すること
- (3) 1人あたりの必要面積は、概ね2㎡以上とすること
- (4) 大規模な地割れ、崖崩れや浸水などの危険のないところ
- (5) 火災の延焼が危惧される木造密集地以外のところとする。この場合、適切な避難地が選定できない場合は、別に定める消防計画で特別消防警戒区域として定め、延焼防止対策を計画しておく
- (6) 沿岸地域については、津波襲来を考慮に入れた選定をすること
（浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分配慮し、公共施設の他、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるよう努めること）
- (7) 努めて土砂災害警戒区域内を避ける。

3 避難場所の区分け

- (1) 避難場所の区分けの境界線は、自治会（自主防災組織）単位を原則とするが、避難のため国道2号線、鉄道（踏切）、河川の横断は最小限とし、また、河川沿いの避難とならないよう配慮する
- (2) 各地区の歩行距離、危険負担がなるべく均等となるよう配慮する
- (3) 避難人口は、夜間人口による

4 避難場所及び避難所の利用一覧表の作成

上記により選定した避難場所及び避難所について、あらかじめ利用一覧表及び非難所運営マニュアルを作成し、所要事項を整備しておく。

（例）「避難所の利用一覧表」

使用する地域又は地区名	避難所名	収容人員	炊き出し能力	施設の能力	経路・位置・所要時間	施設管理者	管理責任者	連絡員

5 避難場所又は避難所となる施設管理者との事前協議

- (1) 施設管理者とあらかじめ協議し、使用にあたっての契約等を取りかわしておく
- (2) 連絡方法及び連絡事項について定めておく
- (3) 管理責任者を予定しておく
- (4) 指定管理施設を避難所とする場合は、避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

6 避難所の運営管理体制

避難所における活動を円滑に実施するために必要となる事項について、あらかじめ定めておく。

- (1) 管理運営体制の確立
管理責任者、連絡員（災害対策本部、応急救護所、物資集積所等との連絡）について、あらかじめ定めておく。
- (2) 避難者名簿（様式作成）
- (3) 避難受け入れ中の秩序保持（集団生活に最低必要な規律等）
- (4) 災害情報等の伝達（生活情報、安否情報、応急対策実施情報等）

- (5) 各種相談業務
- 7 避難所の整備
 - (1) 避難生活の環境を良好に保つための施設整備
換気設備、照明設備、扇風機、暖房器具等
 - (2) 避難所として必要な施設・設備の整備
貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、通信機器等
 - (3) 災害情報の入手に必要な機器の整備
テレビ、ラジオ等
 - (4) 避難所での備蓄
食料品、水、常備薬、炊き出し用具、毛布、非常用電源等避難生活に必要な物資
- 8 避難場所の名称、所在地
資料「和木町避難地図」等 参照

第2項 避難場所への経路及び誘導方法

避難路及び誘導方法については、避難行動要支援者に配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を考慮した内容とするよう努める。

具体的事項は、町「津波避難計画」による。

1 避難誘導體制

- (1) 誘導責任者、協力者
誘導機関としては、警察、消防機関、町職員、消防団、その他責任ある立場にある者等いろいろ考えられるが、昼間における不在の場合等を考慮して、避難誘導が迅速に行われるよう警察官、町職員以外に地域の誘導責任者を定め、協力者を選ぶ。
- (2) 避難指示者（町長）と誘導担当機関との連絡
指示者と誘導担当機関（者）は異なる場合が多いと思われるので、相互の連絡を密にして意思の疎通を図る。
- (3) 避難誘導標識等の整備
避難誘導等の更新・整備に努め、日頃から地域住民に避難場所及びその位置、避難経路の周知徹底を図る。また、夜間照明の設置に努める。

2 避難路の選定基準

- (1) 避難路を2箇所以上選定する。
- (2) 相互に交差しない。
- (3) 火災・爆発等の危険度の高い施設等がないよう配慮する。
- (4) 地域住民、自主防災組織等の理解と協力を得て選定する。

第3項 避難場所、避難時の心得、避難路等についての普及啓発

- (1) 和木町津波・高潮ハザードマップの作成（平成28年）・全戸配布の他、町広報紙、掲示板及び各種施設への掲示
- (2) 防災講話の実施、地区防災訓練への参加・支援等による周知・啓発
- (3) 町総合防災訓練及び県及び関係機関による訓練の場を利用した自主的な防災訓練の実施

第4項 被災者支援

「和木町被災者支援業務システム及び被災者生活再建支援施策業務区分マニュアル」に基づき、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課（税務課）を主体として、住家の被害認定調査に係る職員の育成とともに、担当課（税務課）は、町「災害時受援計画」に基づき、町外への応援要請、受け入れ体制の構築、業務担当区分等を計画し、平時から罹災証明書の交付に必要な業務体制の整備に努める。

第5項 学校その他防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者等は、町「津波避難計画」に基づき、次の事項に留意して避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を通じて検証・是正し避難について万全を期する。

1 学校及び幼児教育施設

それぞれの地域の特性を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法、受入れ、施設の確保、保健衛生等に関する事項について定める。

2 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の受け入れ施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項について定める。

3 福祉関係施設

入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項について定める。

4 その他防災上重要な施設

避難場所、経路、誘導責任者及び指示伝達方法等に関する事項について定める。

第6項 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

町は、被災者に対して、応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ、本編3編第12章「応急住宅計画」に基づき必要な体制を整備する。

(1) 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握するなど、供給体制の整備をしておく

(2) 応急仮設住宅の建設に必要な資機材に関し、供給可能量の把握及び調達・供給体制をあらかじめ整備しておく

(3) 公営住宅等の空家状況を常に把握し、災害時における被災者へ迅速に提供する。

第7項 津波災害警戒区域における警戒避難体制等の整備

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域（浸水想定区域）であり、次のとおり整備する。

1 津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の被害を防止するために必要な警戒体制については、町「津波避難計画」及び「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」に基づき整備する。

2 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設への津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法については、「和木町要配慮者支援マニュアル」に基づき、平素の支援体制を確立するとともに、町「津波避難計画」及び「避難勧告等の発令・伝達マニュアル」第4編「津波災害」に基づき整備する。

3 津波に関する情報の伝達方法、浸水のおそれがある場合における避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他、警戒区域における円滑な警戒避難を確保するための必要な事項については、町「津波位避難計画」に示すとともに、「和木町津波・高潮ハザードマップ」（平成28年）の掲示、継続的な啓発活動により住民への周知を図る。